



発行 東京都

目次

52

公 告

○公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に係る財政援助団体等監査の結果に関する報告の公表………（東京都監査委員）…

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和3年、令和4年及び令和5年に実施した公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に係る財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年6月23日

- 東京都監査委員 伊藤 ゆう
東京都監査委員 伊藤 こういち
東京都監査委員 茂垣 之雄
東京都監査委員 岩田 喜美枝
東京都監査委員 松本 正一郎

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第199条第7項並びに東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号。以下「監査基準」という。）第19条第3項第1号及び第2号に基づき、都が負担金の交付、出えん等を行っている団体について、当該団体の事業が負担金の交付、出えん等の目的に沿って適切に行われているか、監査を実施した。あわせて、都について、法第199条第1項及び第5項並びに監査基準第19条第3項第4号の規定に基づき、当該団体を所管する都の局等による指導及び監督が適切に行われているかについて、監査を実施した。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

Table with 3 columns: 区分, 監査の対象, 実施監査等期間, 監査の範囲. Rows include 団体 (公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会) and 局 (政策企画局, 教育庁, 病院経営本部).

(注1) 令和4年4月1日の組織改正により、政策企画局にオリンピック・パラリンピック調整部が設置された。
(注2) 令和4年7月1日の組織改正により、病院経営本部は廃止され、福祉保健局となった。

(表1) 20競技会場及び3施設別の実地監査日

監査日	競技会場名・施設名		
	12月15日	オリンピックスタジアム	陸上自衛隊朝霞訓練場
12月16日	※ 国際放送センター/ メインプレスセンター	お台場海浜公園	潮風公園
令和2年 12月21日	※ 選手村	有明アーバンスポーツパーク	—
12月22日		海の森水上競技場	大井ホッケー競技場
1月7日	カヌー・スラロームセンター	海の森クロスカントリコース	—
1月8日	東京アクアテイクスセンター	東京辰巳国際水泳場	—
2月9日	有明体操競技場	有明テニスの森	東京体育館
令和3年 2月10日	青海アーバンスポーツパーク	夢の島公園アーチェリー場	馬事公苑
2月12日	※ 築地スポーツ	—	—
3月1日	有明アリーナ	—	—
6月21日	日本武道館	国立代々木競技場	—

(注1) ※は施設を示し、それ以外は競技会場となる。
 (注2) 競技会場等については、大会の終了後に解体撤去される仮設の建築物や設備などを中心に現場での実地監査を行った。
 (注3) 全ての競技会場は43会場であり、そのうち実地監査を行ったのは20会場である。

(表2) 団体での実地監査日

令和3年	12月	6日、7日、8日、10日、13日、14日、15日、17日、20日、21日
	2月	1日、2日、3日、4日、7日、8日、10日、14日
	3月	4日、7日、8日、10日、11日
	4月	18日、25日、26日
令和4年	5月	10日、24日、26日
	6月	29日
	8月	16日
	9月	20日
令和5年	11月	22日、24日、29日
	12月	14日、16日、19日、22日、23日
	4月	10日、12日、13日、14日

2 団体の概要

設立の目的	平成26年9月7日、フェリスアリス（アールゼンテン）で開催された第125次国際オリンピック委員会（以下「I O C」という。）総会にて、2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京に決定（以下「東京2020大会」という。）した。 開催都市契約2020（注）に基づき、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）は、平成26年1月24日、都と公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「J O C」という。）により設立された。 組織委員会は、東京2020大会の準備及び運営に関する事業を行い、もって大会の成功に期することを目的としている。 （注）I O C、都、J O Cの3者で締結した、東京2020大会に向け遵守すべき内容について定めた合意書。当該契約の中で、組織委員会の設立が明記されている。なお、組織委員会は、設立後に当該契約に加わった（併合契約）。
主な沿革	平成25年 9月 東京2020大会の開催が決定 開催都市契約2020の締結 平成26年 1月 組織委員会を設立 平成26年 8月 開催都市契約2020併合契約の締結 平成27年 1月 公益財団法人へ移行 令和2年 3月 東京2020大会の延期をI O Cが承認 令和2年 10月 開催都市契約2020の更新（開催延期） 令和3年 7月 第32回オリンピック競技大会（2020／東京）の開催 令和3年 8月 東京2020パラリンピック競技大会の開催 令和4年 7月 清算法人へ移行
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 東京2020大会の準備及び運営に関する事業 東京2020大会の準備及び運営について内外の関係機関、団体等との連絡及び協力に関する事業 その他、組織委員会の目的を達成するために必要な事業 <p>【東京2020大会の概要】</p> <p>① 第32回オリンピック競技大会（2020／東京）（競技数：33競技） 開催期間：2021年7月23日（金）～8月8日（日）</p> <p>② 東京2020パラリンピック競技大会（競技数：22競技） 開催期間：2021年8月24日（火）～9月5日（日）</p>
所在地	東京都中央区晴海一丁目8番11号晴海トリトンスクエア

組織	8室、11局
人員	役員47名(会長1名、副会長7名、専務理事1名、常務理事2名、理事34名及び監事2名) 職員6,954名 職員の内訳：都1,113名、他自治体472名 国91名、民間998名、契約職員・人材派遣等4,280名
出せん	基本財産3億円のうち、1億5,000万円(50%) 平成28年度から令和3年度までの交付額合計額：4,406億7,797万余円 1億7,155万余円(平成28年度交付額) 72億8,250万余円(平成29年度交付額) 219億7,196万余円(平成30年度交付額) 964億3,860万余円(令和元年度交付額) 640億994万余円(令和2年度交付額) 2,508億6,779万余円(令和3年度交付額)
都との関係	経常収益に占める都からの収益(表4) 経常収益4,587億余円のうち、3,112億余円(67.8%)(令和3年度) 土地(356万1,536.33㎡)、建物(147万8,601.38㎡)、道路(15万2,968.10㎡)及び水域(6万4,875㎡)を無償貸付 評議員2名が都副知事 非常勤の理事(副会長)1名が都副知事 非常勤の理事1名、非常勤の監事1名が都職員(ともに局長級) 常勤職員1,113名を都から派遣 東京都政策連携団体等(注2) 都は団体を事業協力団体とし、毎年度終了後、運営状況の報告を受けている。

(注1) 組織、人員、職員の派遣等及び財産貸付の面積は最大時の数値としており、それ以外は令和4年3月31日現在の数値等としている。
(注2) 平成31年4月1日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体(報告団体)」の基準・名称等の見直しが行われ、事業協力団体として指定されている。

(表3) 負担金の交付状況

(単位：百万円)

負担金名	根拠	対象事業(負担割合)	交付額(合計額)		
			令和元年度 平成28年度	令和2年度 平成29年度	令和3年度 平成30年度
東京2020オリンピック競技大会の共同実施事業に係る負担金	協定	当該事業の費用は、天祥の合意(PE0表14参照)に基づいて、組織委員会、都及び国で負担する。なお、国からの交付金は、都の負担金と合わせて組織委員会に交付している。 負担金の上限は、8,734百万円 平成29年度 8,734百万円 平成30年度 74,413百万円 令和元年度 150,644百万円 令和2年度 96,796百万円 令和3年度 376,446百万円	—	4,934	18,669
有明体操競技場の整備に係る負担金	協定	都は、当該協定で対象とした有明体操競技場を展示場として後利用するために必要な改修工事並びにこれに付随する施設設備及び外構の整備に要する経費を負担する。 概算負担金は、17,322百万円	12,030	4	※△26
都内競技会場のPSA/NSA等におけるセキュリティ業務に係る負担金	協定	都は、当該協定で対象としたセキュリティ関連業務(警備員の配置等)に要する経費の1/2を負担する。 負担金の上限は、5,171百万円	—	4,332	4,332
ラストマイルにおけるセキュリティ業務に係る負担金	協定	都は、当該協定で対象としたラストマイルセキュリティ関連業務(計画関係、警備員等への教育及び大会期間中の運用等)に要する経費の全額を負担する。 負担金の上限は、3,659百万円	—	2,567	—
東京2020大会の無線LANの導入に係る負担金	協定	都は、当該協定で対象とした観客向け無線LANの導入に要する経費について、協定で定める事業収支計画書に記載された負担金の範囲内で負担する。 負担金の上限は、95百万円 令和元年度 2,632百万円 令和3年度 2,631百万円	68	—	2,564
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の公式ユニフォーム(都協定ユニフォーム)の購入に係る負担金	協定	都は、当該協定で対象としたユニフォームの購入等に要する経費について、協定で定める収支計画書に記載された負担金の範囲内で負担する。 負担金の上限は、1,315百万円	—	1,315	—
東京2020大会「学校連携推進プロジェクト」推進のための整備事業に係る負担金	協定	都は、当該協定で対象とした「学校連携推進プロジェクト」により東京2020大会を組織する子供たちが感じる暑さを和らげるための対策(ラジエーターの整備等)に要する経費について、協定で定める負担金の範囲内で負担する。 教育庁負担分 1,197百万円 生活文化局負担分 133百万円	—	—	—
その他			1,206	357	2,104
			107	306	111
			440,677	—	—
合計			96,438	64,009	250,867
			107	7,282	21,971

※過年度分の返還または精算を含む。

(表4) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位: 百万円、%)

科目	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
合計	65,124	100	67,986	100	86,740	100
都からの収益	5,700	8.8	884	1.3	6,049	7.0
受取負担金振替額	—	—	884	1.3	6,049	7.0
共同実施事業	—	—	883	1.3	6,049	7.0
有明体操競技場の整備	—	—	1	0.0	—	—
受取負担金	—	—	—	—	—	—
受取寄付金振替額	5,700	8.8	—	—	—	—
他の収益	59,424	91.2	67,101	98.7	80,691	93.0
公益目的事業会計	55,540	85.3	63,900	94.0	81,206	93.6
都からの収益	5,700	8.8	884	1.3	6,049	7.0
受取負担金振替額	—	—	884	1.3	6,049	7.0
共同実施事業	—	—	883	1.3	6,049	7.0
有明体操競技場の整備	—	—	1	0.0	—	—
受取負担金	—	—	—	—	—	—
受取寄付金振替額	5,700	8.8	—	—	—	—
他の収益	49,840	76.5	63,015	92.7	75,157	86.6
法人会計	9,584	14.7	4,085	6.0	5,534	6.4
都からの収益	0	0	0	0	0	0
他の収益	9,584	14.7	4,085	6.0	5,534	6.4
令和元年度	138,902	100	151,025	100	488,700	100
令和2年度	28,986	20.9	50,227	33.3	311,224	63.8
令和3年度	28,986	20.9	50,227	33.3	310,094	63.8
令和4年度	28,205	20.3	48,348	32.0	309,099	62.9
令和5年度	780	0.6	1,879	1.2	995	0.2
合計	109,915	79.1	100,797	66.7	147,476	30.2
構成比	132,117	95.1	143,520	95.0	454,152	93.0
構成比	28,986	20.9	50,227	33.3	311,224	63.8
構成比	28,986	20.9	50,227	33.3	310,094	63.8
構成比	28,205	20.3	48,348	32.0	309,099	62.9
構成比	780	0.6	1,879	1.2	995	0.2
構成比	—	—	—	—	1,129	0.2
構成比	—	—	—	—	—	—
構成比	103,130	74.2	93,293	61.8	142,928	31.2
構成比	6,784	4.9	7,504	5.0	4,548	1.0
構成比	0	0	0	0	0	0
構成比	6,784	4.9	7,504	5.0	4,548	1.0

(注1) 東京2020大会の事業に係る会計を公益目的の事業会計、管理部門に係る会計を法人会計に区分している。

(注2) 「共同実施事業」には、国からの交付金を含む。

(表5) 公有財産の貸付状況

(単位: m²)

大会における名称・用途	貸付財産の名称	目的	区分ごとの貸付面積 (注1)				使用料 (年額)
			土地	建物	道路	水域	
新国立競技場等	都立明治公園	競技会場	54,526.02	—	65,940	—	
有明アリーナ等	有明アリーナ	競技会場	55,925.19	48,514.15	—	—	
東京体育館	東京体育館	競技会場	619	28,084	—	—	
練習会場	辰巳の森海浜公園ラグビー練習場	練習会場	—	17,835.30	—	—	
選手村	晴海緑道公園	選手村	284,501.04	59,768.35	—	—	
聖火台設置場所	シンボルプラザ公園	競技期間中の聖火台設置場所	3,301	—	—	—	
ボランテニア等待機場所	東京都教職員研修センター	ボランテニア等待機場所	—	1,466.50	—	—	
築地デポ	築地市場跡地	車両基地	147,998.80	54,945.12	—	—	
セキユリテイル	東京体育館北側エリテイル	セキユリテイルエンスの設置	—	—	2,672	—	
看板関係	海上公園予定地	関係者動線	18,988.55	—	—	—	
看板関係	有明親水海浜公園予定地(水域エリテイル)	大会とは関係のない船舶の進入を制限	—	—	64,875	—	
工作物・設備関係	日調布飛行場	通信インフラ整備	50,640	—	—	—	
資材保管関係	埋立地	資材置場	14,152.80	—	—	—	
国際放送センター/メインリセプター	東京国際展示場等	国際放送センター/メインリセプター	71,979.82	256,345.44	—	—	
テレビスタジオ	お台場海浜公園	テレビスタジオ	4,000	—	—	—	
その他	その他	その他	2,854,904.11	1,011,642.52	84,356.10	—	

(注1) 面積は貸付の際の最大値で掲載している。

(注2) 「東京2020オリンピック競技大会における公有財産の取扱いに関する方針」(平成28年3月9日付27オ大開第213号知事決定)に基づき、組織委員会が東京2020大会等において、都の財産(競技会場、練習会場及び東京2020大会等で運営上必要となる施設のために使用する公有財産の土地建物等)を使用する場合は、貸付料、使用料及び占有料は無償となった。

第 3 監 査 の 結 果

東京 2020 大会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という、世界規模での危機の影響を受け、大会開催時期の 1 年延期、開催直前の原則無観客決定など、未曾有の状況の中実施された。こうした状況にもかかわらず、組織委員会は、様々な対策を講じて、大会を円滑に運営し、成功裏に終えることへと導いてきた。

組織委員会は令和 4 年 6 月に解散したが、東京 2020 大会の成功に向けて組織委員会が積み重ねた工夫や努力、活動を通じて得られた様々な教訓は、将来に引き継がれるべきレガシーである。

こうした視点に立ち、本報告書は、通例の監査報告書における、個々の事例の改善を求めるところを積み上げるような形ではなく、組織委員会のいわゆる生涯予算、組織委員会の収支の最終報告(注 1)、その設立から解散までの活動全体を通して、監査という立場から評価を行い、優れた点、必ずしも適切とは認められない点の双方に触れつつ、監査で明らかになった状況を踏まえて、知見として蓄積するため、将来に向けた課題等、包括的に所見を述べる形をとっている。

(注 1) 最終報告とは、組織委員会が解散前の令和 4 年 6 月 2 日に公表した「組織委員会の収支及び大会経費の最終報告について」である。

1 本 監 査 の 着 眼 点 等

本監査では、組織委員会の事業について、10 の着眼点を設定した上で、事業を検証、評価するとともに、平成 29 年財政援助団体等監査の結果への対応を確認した。各着眼点の概要は以下のとおりである。

- (1) 法人運営体制は整備されているか。
 - ・ 大会の準備・運営に関する事業等は財政援助の目的・計画に沿って適切に行われているか。
 - ・ 理事会等の機関により業務執行・管理運営は適正に行われているか。
 - ・ 法人の規程の整備、会計経理、情報管理、財産管理などの内部統制は有効に機能しているか。
- (2) 生涯予算に係る財務統制は適切に行われているか。
 - ・ 生涯予算に係る計画と統制が適切に行われ、予算管理がなされているか。
 - ・ コスト削減の取組は適切に行われているか。
- (3) 共同実施事業に係る経費の確認は行われているか。
 - ・ 仮施設設備整備及びセキュリティなどの共同実施事業は目的や協定等に沿って適正かつ効果的に行われ、かつ、会計経理は適正なものとなっているか。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた大会への必要な対応は行われているか。
 - ・ 大会延期や原則無観客開催への対応や経費負担は適切か。
 - ・ 大会は適切に運営されていたか。
- (5) 予算執行管理は行われているか。
 - ・ 予算管理は業務別のマネジメント・コントロール(以下「F A」という。注 2)ごとに管理する仕組みに基づき適切に行われているか。
 - ・ 予算マネージャー(企画財務局に置かれ、組織委員会各局における調達等の予算執行管理を担当する。)による審査は適切に行われているか。
- (6) 調達の適正化は図られているか。
 - ・ 調達規程等に基づき適切に行われているか。
 - ・ 履行確認は適切に行われているか。
- (7) 収入確保の取組は行われているか。
 - ・ 東京 2020 スポンサーシッププログラムに基づく収入確保の取組は適切になされているか。
 - ・ 東京 2020 ライセンスプログラムに基づく収入確保の取組は適切になされているか。
- (8) 情報公開は十分に行われているか。
 - ・ 情報公開は十分な内容で、適時かつ適切に行われているか。
- (9) 記録の保存と有効活用は行われているか。
 - ・ 大会に係る情報の記録保管は適切か(資産の承継含む)。
- (10) 都による必要な関与は行われているか。
 - ・ 都の法人に対する負担金交付・財産貸付等は適切に行われているか。

検証に当たっては、事業計画書、事業報告書、理事会提出資料等の公開資料に加えて、工事や委託などの調達案件を抽出して、契約書、仕様書、実績報告書、工事写真等を確認したほか、必要に応じて競技会場等の現場の確認などを行った。

このうち、組織委員会が大会のために競技会場等で整備する建築物、設備などの多くが仮設であり、これらは大会の終了後速やかに解体撤去されることから、大会の後に現場での実地監査を行うと、工事監理、施工状況及び出来高の確認等ができないため、表1のとおり、大会が開催される令和3年7月より前である、令和2年12月から令和3年6月までの期間に20競技会場及び3施設で実地監査を行った。

(注2) フレックショナルエリア

大会に必要な一連の特定サービス及び関連サービスの提供を担当する部署。業務別に52に区分されている(P61参照)。

2 本監査実施に当たったの制約

本監査は、前記「第1 監査の目的」のとおり、法第199条第7項及び監査基準第19条第3項第1号、第2号の規定に基づき、都が負担金の交付、出えん等を行っている団体について、当該団体の事業が負担金交付、出えん等の目的に沿って適切に行われているか、また、法第199条第1項、第5項及び監査基準第19条第3項第4号の規定に基づき、当該団体に対する都の指導及び監督が適切に行われているか、について実施する監査である。

具体的には、法に基づき監査委員が定める監査基準に基づき、組織委員会等に関係書類の提出を求め、実地監査を行い、報告を取りまとめるものである。

関係書類の提出に関しては、個々の民間企業とのスポンサー契約書、スポンサー獲得に関する専任代理店(注3)契約書、ライセンス契約書等は秘密保持契約により守秘義務があるとして組織委員会からは書類の提示がなされなかった。そのため、守秘義務の制約がある案件については、代替書類など組織委員会から提示された書類の範囲内で内容を検証した。

(注3) 専任代理店

組織委員会の依頼を受け、マーケティングプランの策定やスポンサーセールスなどを支援していく民間企業

3 活動実績

IOCは、平成25年9月に、アルゼンチン共和国ブエノスアイレスで開催されたIOC総会において、2020年夏に開催予定の第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の開催都市を東京とすることを決定した。IOC、都及びJOCの3者は、平成25年9月に開催都市契約を締結し、IOCから都及びJOCに東京2020大会の計画、組織、資金調達及び運営が委任された。そして、開催都市契約に基づき、平成26年1月に都及びJOCの拠出により一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(平成27年1月1日以降は公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会)が設立され、平成26年8月に開催都市契約2020併合契約の締結により、開催都市契約の当事者に追加された。

平成27年1月には、内閣府からの認定を受け、公益財団法人へと移行した。平成28年12月には、開催都市決定後の資料、人件費の高騰、世界的なテロの脅威の拡大など課題が顕在化したことから、開催準備における役割分担を見直すこととなり、そのベースとなる大会経費の全体像を明らかにするため、大会経費の第1弾の予算(以下「V1予算」という)を公表した。

V1予算の公表後の平成29年5月、組織委員会、都、国及び関係自治体の4者は、大会における役割分担、経費分担に関する基本的な方向について合意(以下「大枠の合意」という)した。これにより、組織委員会は、大会運営の主体としての役割を担う観点から、国や民間施設の仮設整備などの会場関係や大会関係の経費負担と、経費全体の精査、把握等を行うこととなった。都は、東京2020大会の開催都市としての責任を果たす観点から、自治体所有施設の仮設整備などの会場関係経費や都内会場周辺の輸送などの大会関係経費の負担と、新規恒久施設の整備等を行うこととなった。国は、パラリンピック経費の応分の負担と、国立競技場の整備等を行うこととなり、オリンピック体制の役割分担が明確となった。

この分担に基づき、組織委員会は、V1予算の内容を精査し、仮設整備費の削減、資材単価の見直しなどにより、1,500億円削減し、総額を1兆3,500億円とする第2弾の予算(以下「V2予算」という)を平成29年12月に策定した。

その後、組織委員会は大枠の合意を軸に関係機関との調整を進め、大会準備の進捗や計画の具体化に伴い必要となる経費を計上する一方で、経費の削減にも不断に取り組み、平成30年12月の第3弾の予算(以下「V3予算」という)、令和元年12月には第4弾の予算(以下「V4予算」という)を発表し、総額ともにV2予算と同額の1兆3,500億円とした。

令和2年に入り、新型コロナウイルスの感染が世界規模で急速に拡大し、令和2年3月に大会の1年の延期が決定された。そうした状況の下、令和2年12月に組織委員会、都及び国の3者は、それぞれの役割を果たしながら一体となって取り組む必要があるという基本的な考え方を共有した上で、大会の追加経費の負担について合意した。

この合意では、新たに生じた新型コロナウイルス感染症対策関連経費と大会の延期に伴って生じるそれ以外の追加経費を区分けして取扱いを整理した。新型コロナウイルス対策経費については、国と都で全て対応することとなり、両者が2分の1ずつ負担することを基本としつつ、大会の感染症対策の中心的機能を果たすものについては、国が全額負担することとなった。それ以外の追加経費については、組織委員会が引き続き、収入の確保と経費の削減に可能な限り取り組むこととなり、その上で3者が平成29年の大枠の合意に基づき、経費を負担することとなった。

一方で大会の簡素化に取り組み経費の抑制、削減の努力を進めた結果、300億円の経費が削減される方向となり、これらを踏まえ、V4予算の額から組織委員会が910億円、国と都で1,760億円負担を増やし、これにV4予算では予算本体の枠外であった予備費を取り込み、総額1兆6,440億円となる第5弾の予算(以下「V5予算」という。)を令和2年12月に取りまとめた。

V5予算策定から約半年後に東京2020大会が開催されたが、オリンピックの直前の令和3年7月8日に新型コロナウイルスの感染再拡大のため原則無観客の開催となり、翌月、パリリンピックについても原則無観客となった。

東京2020大会は、新型コロナウイルスの感染拡大という状況の下、大会開催の1年延期、開催直前における原則無観客の決定など、前例のない大会となった。

こうした状況下において、組織委員会は、東京2020大会の成功に向けて、延期前に行った簡素化に加え、更なる簡素化を含む大会延期への対応、新型コロナウイルス感染症対策の実施など、大会の準備及び運営に関する事業に鋭意取り組み、安全・安心を最優先とする大会を運営した。

また、大会後は、速やかに業務を完了するため、資産物品の競技会場からの撤去、全競技会場での仮設等の撤去・復旧工事などが計画的に行われていた。

組織委員会は大会延期後も不断の取組として事業の見直しや簡素化に取り組み、令和4年6月に出生された組織委員会の最終報告では、大会経費の総額はV5予算より2,202億円減少し、1兆4,238億円となった。大会経費の詳細は表6のとおり、また、V1予算から最終報告までの推移は表7のとおりである。最終報告の後、令和4年7月に組織委員会は清算法人に移行した。

(表6) 大会経費 (組織委員会、都及び国の) 最終報告 (支出)

(単位: 億円)

項目	組織委員会		都		国	
	V5予算	最終報告	V5予算	最終報告	V5予算	最終報告
会場関係	2,310 (600)	1,955 (534)	5,470 (300)	5,187 (267)	1,500 (300)	1,506 (267)
恒久施設	—	—	2,260	2,252	1,200	1,240
仮設等	1,280	1,043	2,410	2,161	200	182
エネルギー・プラザ	250	162	420	413	50	42
テックノロジー	780	750	380	362	50	44
大会関係	4,900 (300)	4,449 (223)	1,050 (150)	675 (112)	150 (150)	112 (112)
輸送	480	347	350	147	20	22
セキユリテイ	340	263	550	444	30	24
オペレーション	1,680	1,576	150	83	100	64
管理・広報	840	767	0	1	0	1
ワークスペース	1,360	1,299	0	0	0	0
その他	200	196	0	—	0	—
経リコトカハズル経費	—	—	400	103	560	251
緊急対応費	—	—	100	—	—	—
支出計	7,210 (900)	6,404 (757)	7,020 (450)	5,965 (379)	2,210 (450)	1,869 (379)

項目	支出計		増減
	V5予算	最終報告	
会場関係	9,280 (1,200)	8,649 (1,067)	△ 631 (△ 133)
恒久施設	3,460	3,491	31
仮設等	3,890	3,386	△ 504
エネルギー・プラザ	720	616	△ 104
テックノロジー	1,210	1,156	△ 54
大会関係	6,100 (600)	5,236 (447)	△ 864 (△ 153)
輸送	850	517	△ 333
セキユリテイ	920	731	△ 189
オペレーション	1,930	1,723	△ 207
管理・広報	840	769	△ 71
ワークスペース	1,360	1,299	△ 61
その他	200	196	△ 4
経リコトカハズル経費	960	353	△ 607
緊急対応費	100	—	△ 100
支出計	16,440 (1,800)	14,238 (1,514)	△ 2,202 (△ 286)

(注1) 下段の () は、パリリンピック経費で内数
(注2) 計数については、それぞれ四捨五入によってい
るので、端数において合計とは合致しないものが
ある。

(注3) 大会経費の最終報告における都の支出の中に
は、共同実施事業負担金(安全対策)として支出
した409億円が含まれている(仮設等で301
億円、エネルギー・プラザで60億円、テックノ
ロジーで48億円)。

(表7) 大会経費のV1予算から最終報告までの推移 (単位：億円)

区分/予算	V 1	V 2	V 3	V 4	V 5	最終報告
発表時期	平成28年12月	平成29年12月	平成30年12月	令和元年12月	令和2年12月	令和4年6月
組織委員会	5,000	6,000	6,000	6,030	7,210	6,404
都		6,000	6,000	5,970	7,020	5,965
支国	10,000	1,500	1,500	1,500	2,210	1,869
出						
予備費	1,000～3,000	—	—	—	—	—
大会経費計	16,000～18,000(注)	13,500	13,500	13,500	16,440	14,238
(再掲)						
予備費	1,000～3,000	1,000～3,000	1,000～3,000	270	—	—
収入						
組織委員会	5,000	6,000	6,000	6,300	7,210	6,404

(注) V1予算の大会経費計の中には、予備費が含まれている。V2予算～V4予算の大会経費計の中には、予備費は含まれていない。V5予算は予備費を支出の中に取り込んでいる。

開催概要は、以下のとおりである。

【第32回オリンピック競技大会（2020/東京）の開催概要】

- ・会期：令和3年7月23日（金）～8月8日（日）＜17日間＞
- ・競技数：33競技
- ・種目数：339種目
- ・会場数：42競技会場（都内24会場、都外18会場）
- ・参加国等：205の各国オリンピック委員会（以下「NOC」という。）と難民選手団の計206選手団
- ・参加人数：選手11,420人（うち日本選手団583人）、女性選手の割合約48%
- ・日本のメダル数：総数58個（金27個、銀14個、銅17個。過去最多）
- ・観客：【無観客】東京・埼玉・千葉・神奈川・北海道・福島
【有観客】宮城・静岡・茨城
（学校連携観戦のみ。観客は約43,300人）

【東京2020パラリンピック競技大会の開催概要】

- ・会期：令和3年8月24日（火）～9月5日（日）＜13日間＞
- ・競技数：22競技
- ・種目数：539種目
- ・会場数：21競技会場（都内15会場、都外6会場）
- ・参加国等：161の各国パラリンピック委員会（以下「NPC」という。）と難民選手団の計162選手団
- ・参加人数：選手4,403人（うち日本選手団254人）、女性選手の割合約42%
- ・日本のメダル数：総数51個（金13個、銀15個、銅23個。歴代2位）
- ・観客：学校連携観戦を除き無観客で開催
【有観客】東京・埼玉・千葉
（学校連携観戦のみ。都内は参加約12,100人）

4 組織委員会の生涯予算、大会経費の最終報告について

前述のとおり、組織委員会が行う東京 2020 大会の運営等に係る全ての収入・支出、いわゆる生涯予算（以下「生涯予算」という。）及び大会経費（組織委員会以外が負担する経費も含めたもの）を示したV1予算を平成28年12月に発表し、大会開催に必要な支出項目を分野ごとに分けて算出して、全体像を明らかにした。

その後、上記の生涯予算等については、毎年精緻化して12月に発表しており、令和2年12月に発表したV5予算が最終予算となっている。その推移の概況については後述する。

組織委員会の収支については、令和4年6月に出席された大会経費の最終報告で表8のとおりとなっている。

収入については、6,404億円で、V5予算と比較して806億円少ない。これは、無観客開催の影響によりチケット売上げがV5予算と比較して896億円少ないことが要因であり、その他の項目においては、V5予算を全て上回っている。（V5予算の増収見込については、表8の注1を参照）

支出については、6,404億円であり、V5予算と比較して806億円少くなり収支均衡となった。組織委員会の支出が削減されたのは、これまでの不断の経費の見直しなどの取組により397億円の削減等を行ったこと、新型コロナウイルスの感染が拡大するなか、安全・安心な大会の実施を図るため、開催都市としての責任を果たす観点から都がV5予算の範囲内で共同実施事業負担金（安全対策）として409億円を支出したことにより、それに相当する組織委員会の支出が削減されたことによる。（表6の注3参照）

(表8) 組織委員会の収支の最終報告 (収入、支出)

(単位：億円)

項目 (収入)	V5 予算	最終報告	増 (△) 減
IOC負担金	850	868	18
TOPスポンサー	560	569	9
国内スポンサー	3,500	3,761	261
ライセージング	140	144	4
チケット売上	900	4	△ 896
その他	350	559	209
増収見込 (注1)	760	—	△ 760
延期に伴う保険金	—	500	500
小計	7,060	6,404	△ 656
収支調整額 (注2)	150	—	△ 150
収入計	7,210	6,404	△ 806
項目 (支出)	V5 予算	最終報告	増 (△) 減
会場関係	2,310 (600)	1,955 (534)	△ 355 (66)
恒久施設	—	—	—
仮設等	1,280	1,043	△ 237
エタレギー・ソング	250	162	△ 88
テックノロジー	780	750	△ 30
大会関係	4,900 (300)	4,449 (223)	△ 451 (77)
輸送	480	347	△ 133
セキュリティ	340	263	△ 77
オペレーション	1,680	1,576	△ 104
管理・広報	840	767	△ 73
マーケティング	1,360	1,299	△ 61
その他	200	196	△ 4
新型コロナウイルス感染症対策関連	—	—	—
緊急対応費	—	—	—
支出計	7,210 (900)	6,404 (787)	△ 806 (143)

(注1) V5予算の増収見込には、延期に伴う保険金、国内スポンサーからの追加拠出等が含まれている。組織委員会の収支の最終報告においては、増収見込に相当する金額は794億円になるが、増収見込の項目を削除して、延期に伴う保険金を単独項目にし、また国内スポンサーからの追加拠出しは国内スポンサーの項目に含め、それ以外はその他に含めている。

(注2) 組織委員会の支出のうち、同委員会の経費削減努力や増収努力によっても賄いきれない費用について、都が負担するもの。

(注3) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

5 事業運営に関する評価

組織委員会は、新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の状況の中、大会開催の1年延期、開催直前となった無観客の決定など、数々の困難を乗り越えて、安全・安心を最優先とする東京2020大会を無事に運営した。大会経費の総額は、1兆4,238億円、そのうち組織委員会の経費は6,404億円となった。

東京2020大会は上述のとおり、巨額の経費をかけて実施された大会であり、本大会を主体的に運営した組織委員会の事業運営等が効率的かつ適切であったか、あわせて都における組織委員会への関与が適切に行われていたかについて、100の着眼点を設定して、監査を行った限りにおける評価は、以下に述べるとおりである。

また、本監査実施中に、①スポンサー契約等を巡って組織委員会元役員が受託収容疑で逮捕され、起訴されるという事件、②「対拳競技のテストイベント実施に向けた計画立案等および計画支援業務委託」(以下「テストイベント」(注4)計画立案等業務委託)という。)や本大会の運営業務等の受注に際して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)における不当な取引制限で入札談合(以下「談合」という。)が行われたとして、組織委員会元幹部職員及び契約を受注した6名が起訴されるという事件が発生した。オリンピック・パラリンピックという全世界の人々が注目する大規模で、多額の公金が投入されるスポーツイベントにおいて、その運営の中心となる組織委員会でこのような事件が発生したことは誠に遺憾なことである。

事件の解明や非違行為への対処は司法当局に委ねられることで、本監査で行うものではない。しかしながら、事件に関わる組織運営体制、調達等の財務会計行為の管理等に関することについては、本監査においてもその権能の及ぶ限り、事実関係を検証し、将来に向けての課題等を述べていく。本報告書において、これらの事件については各着眼点で必要な記述を行うとともに、別途項目を立てて記述することとする。

(注4) テストイベント

開催都市契約において、「本大会の開会式の前に、組織委員会は、会場と運営のテストのために、本大会中に使用することが予定されている設備および施設にて、本大会プログラムに含まれる各競技および種別のために競技大会を企画および開催するものとする。」と規定されている。

(1) 法人運営体制の整備

公益財団法人である組織委員会は、定款をはじめ、定款に基づく理事会運営規程や事務局規程、事務局規程を受けた事案決定細則、調達細則等により、会長、理事、監事の職務権限、評議員会、

理事会や経営会議の運営、契約の事案決定権者などについて定めており、これらに基づいて法人運営を行っていた。

業務運営の意思決定は、事案決定細則により局長級から課長級までの決定権者が定められており、事案の内容によって経営会議における審議、了承、理事会への付議、決定を経て決定権者が決裁するという意思決定のプロセスが設定されていた。

最高議決機関となる評議員会及び業務執行の決定等を担う理事会は、定款の規定により設置され、重要事項の案件は、これらで審議の上承認し決定されていた。理事会の下に事務局を設置(最大時：8室11局)して事業を執行している。大会開催時の運営体制は、43の競技会場等ごとに会場別組織の体制(会場チーム体制)に移行して業務を執行した。

理事会は、法人の事業執行の決定や事業報告書及び計算書類等の承認をはじめとした重要事項の決定などを行っており、組織委員会設立後、約8年半にわたり計50回(令和4年6月末現在)開催され、運営されていることを提出資料及び議事録等により確認した。

事務局においては、組織委員会の組織運営体制の強化のため、平成27年11月から経営会議を設置し、事案に合わせて月1〜4回程度開催しており、計190回開催している。

経営会議は、事務総長や副事務総長、全局長等から構成されており、業務執行等に当たり期案すべき事項等について情報共有するとともに、重要事項について各局長その他関係者の専門的知見を踏まえた観点から検討を行い、必要に応じて意見を提示することを役割としている。あわせて、理事会へ上程する事項などは、この経営会議を経ることと定められ、意思決定プロセスを踏まえていることが認められた。

また、事務局の中に事務総長直轄の組織として監査室を設置しており、組織委員会の制度、組織、業務活動等について、毎年度、組織委員会の全局局を対象に内部監査を実施している。内部監査により指摘のあった問題点等は、随時改善されていることを確認した。

加えて、組織全体のコンプライアンス向上のために、CCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)を設置するとともに、コンプライアンス委員会を設置・開催し、コンプライアンスに係る体制の構築及びその推進に関する事案を検討し、審議している。

さらに、大会の実施に向け、組織、人員が拡大する中であっても、組織委員会はこれに対応するために組織運営体制の強化に取り組み続け、ガバナンス改革としての経営会議設置とその後の機動的な活用を行い、委員会の存続期間を通じた意思決定プロセスの明確化とその実践を推進するなど、評議員会や理事会を含めた組織全体のガバナンス強化に取り組んでいる。このことは、平成29年に組織委員会に対して実施した財政援助団体等監査の報告書の「事業運営に関する評価」に記載された要望事項(以下「前回報告書の要望事項」という。)に沿った取組となっていることを確認した。

組織委員会では、上記のような運営体制をとっていたが、先に述べたような事件が発生したことは、今後の同種組織における実質的なガバナンスの在り方に対して、大きな課題を残すものと

なった。

(2) 生涯予算に係る財務統制

招致段階の立候補フアンルにおいて示された大会経費7,340億円は、IOCが立候補都市間での比較を容易にするため仮設撤去工事費や追加競技の経費等を含めない基礎的な要素のみを取り出した数値により積算したものであり、大会経費総額を示すものではなかった。

開催都市決定後の平成28年12月に、人件費の高騰、世界的なテロの脅威の拡大などを取り巻く環境の変化も踏まえ、開催準備における役割を見直すこととなり、そのベースとなる大会経費の全体像を明らかにするため、組織委員会はV1予算を公表した。V1予算は、組織委員会の生涯予算と都及び国が負担する経費とを合わせたもので、大会経費の全体像を示す以後の予算のベースとなった。

組織委員会は、V1予算以降、4次にわたり、予算の精緻化を図り、毎年12月末に新たな大会経費総額の全体像としてV2予算からV5予算までを策定、公表し、その中で組織委員会の生涯予算も示してきた。

V2予算においては、組織委員会の生涯予算は、前述した平成29年5月の大枠の合意に基づく経費分担の精査等により1,000億円増加し、6,000億円となった。V3予算においては、バス関係費用などが増加する一方で、選手村の備品の仕様・数量の見直しなど経費の最適化などに取り組んだ結果、大会経費総額とともに組織委員会の生涯予算はV2予算と同額を維持した。V4予算においては、大会経費総額はV3予算と同額であったが、オリンピックのマラソン・競歩の競技会場が東京から札幌に変更されたことに伴い、都の負担となっていた仮設等の経費30億円が組織委員会の負担となったことで、組織委員会の生涯予算の支出は6,030億円となった。

V4予算の公表後、大会延期に伴う経費増が見込まれる中で、52項目を見直した大会の簡素化により300億円の経費削減効果があった。また、令和2年12月に、新型コロナウイルス感染症対策関連の経費を都と国が負担することなどが3者(組織委員会、都、国)で合意された。最後の予算となったV5予算は、大会延期に伴う内容を含め精緻化を図り、組織委員会の収入は、大会の延期に伴う国内スポンサーからの追加協賛金など増収見込を760億円計上したことから、V4予算6,300億円に比べて910億円増の7,210億円となっている。支出についても大会延期に伴う経費の増により、収入と同額となっている。

令和4年6月に出された最終報告では、都の共同実施事業(安全対策)の実施や経費の見直しにより、V5予算より806億円削減され、総額6,404億円となった。生涯予算(V1予算

から最終報告まで)の推移は表9のとおりである。

(表9) 生涯予算(V1予算から最終報告まで)の推移

(単位:億円)

区分/予算	V 1	V 2	V 3	V 4	V 5	最終報告
発表時期	平成28年12月	平成29年12月	平成30年12月	令和元年12月	令和2年12月	令和4年6月
支 出	5,000	6,000	6,000	6,030	7,210	6,404
収 入	5,000	6,000	6,000	6,300	7,210	6,404

※V5予算は大会延期に伴う内容を含め精緻化を図り、予備費を支出の中に取り込んでている。

組織委員会は、財務会計システムの導入により、予算執行状況等を即時に把握できしており、大会運営に必要な52のFAごとの精緻な予算管理を実施している。また、新たな生涯予算が策定されるたびに、変更された内容を財務会計システムに反映させている。

予算執行に関する意思決定は、事案決定細則の決裁区分に従った決裁により行われており、案件によっては経営会議、理事会の承認が前置されるなど、複数の組織機関による関与を経ることと統制機能を維持し、組織としての意思が決定されていた。

こうした取組は、生涯予算の作成に合わせ、大会終了時までの予算計画などを明らかにするという前報告書の要望事項に沿ったものとなっている。

上記のとおり組織委員会は、大会会場の変更や新型コロナウイルス感染症対策の必要性など、環境の変化等に応じてV1予算からV5予算までの予算を策定し、新たな予算の作成の都度、競技会場の仮設整備費の削減、52項目を見直した大会の簡素化などの経費削減の努力を行っており、令和4年6月の最終報告ではV5予算よりさらに削減するなど、生涯予算について機動的、弾力的かつ効率的な財務統制を行っていた。

(3) 共同実施事業

大枠の合意により、仮設等、オーバーレイ、エネルギー、テクノロジー(注5)のインフラ整備の実施及びビバレッジ経費の執行は、一元的に組織委員会が担うこととなった。このため、都、国等の関係者が役割(経費)分担に応じて負担する資金を使用して、組織委員会が実施する事業(以下「共同実施事業」という。)に関して、コスト管理・執行統制等の観点から組織委員会、都及び国の3者間の協議の場として共同実施事業管理委員会が設立された。都は組織委員会と共同実施事業に係る実施協定及び年度協定を締結して、共同実施事業管理委員会で経費等について協議を行った後に、両協定に基づき、表10のとおり都等の負担金を組織委員会に支出している。